

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第143号

「1回だけのつもりが…」といったトラブルが後を絶ちません！

ホームページやSNS等で「健康に良い」「ダイエット効果あり」「有名芸能人も使用」などと謳う広告を見て、通常価格より安い価格で商品を購入したところ、実際は定期購入が条件だったといったトラブルが後を絶ちません。

【県内事例①】

スマートフォンの動画サイトで、人気タレントの写真が掲載されたダイエットサプリの広告を見て、半額だったので代引きで申し込んだ。すぐに確認メールが来て定期購入と分かったので、解約したいと思い電話をしたが、「初回を受け取った後、最低2週間試して、解約は次回発送の10日前までに電話をするように」とアナウンスがあった。1回だけのつもりだったのですぐに解約したいが、どうすればよいか。

(50代 男性)

【県内事例②】

動画サイトを閲覧中、「痩せる、先着100名様無料」という広告を見て、試してみようと思い注文した。後日、商品が届き定期購入と分かったが、いつでも解約可能とあったので、電話して解約したいと告げると、「初回での解約は、代金を支払ってもらう必要がある。」と言われた。商品は開封していないので、すぐにでも返品したいと伝えたが応じてくれない。どうすればよいか。

(50代 女性)

アドバイス

- 1、申し込む前に、定期購入が条件になっていないか、契約条件をしっかりと確認しましょう。定期購入になっている場合は、購入期間内に解約が可能か、また解約の申し出方法（電話やメール）など、契約内容や解約条件についても確認し、慎重に判断しましょう。
- 2、いったん契約をすると、自己都合で簡単に契約をやめることはできません。その場で契約せず、身近な人に相談するなど冷静になって考えましょう
また、契約をせかされて、安易にクレジット契約を締結したり、借金をしたりして高額な契約をしないようにしましょう
- 3、不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999